

Senkyo

選挙ブック

Book

18

ぼくは、明るい選挙のイメージキャラクター「めいすいくん」です。



札幌で18歳を迎えたあなたに「選挙ブック」を贈ります。この選挙ブックを、より住みよいまちづくりの基となるあなたの一票について、考えるきっかけにしてください。

札幌市・区 明るい選挙推進協会
札幌市・区 選挙管理委員会

選挙権と民主主義



18歳になったら、みんなが選挙で投票できるの？



満18歳以上の**日本国民**は、すべて平等に選挙権（選挙で投票できる権利）を得ます。選挙で実際に投票するためには、**選挙人名簿***という名簿に登録されている必要があります。

※ 選挙人名簿＝同一市町村内（札幌市であれば札幌市内）に3カ月以上住民登録があれば自動的に登録されます。



なんで選挙があるんだろう・・・。



選挙とは、自分たちの生活や社会をよりよくするため、意見を政治に反映させてくれる代表者を選ぶこと。こうして考えると、日々の暮らしに直結していますよね。



選挙権の歴史

施行年	選挙人の資格 (直接国税納税額)
明治 23 年 (1890 年)	男子満 25 歳以上 (15 円以上)
明治 33 年 (1900 年)	男子満 25 歳以上 (10 円以上)
大正 8 年 (1919 年)	男子満 25 歳以上 (3 円以上)
大正 14 年 (1925 年)	男子満 25 歳以上 (制限なし)
昭和 20 年 (1945 年)	男女満 20 歳以上 (制限なし)
平成 28 年 (2016 年)	男女満 18 歳以上 (制限なし)

選挙の種類



選挙にはたくさんの種類がありますが、主な選挙として「地方選挙」と「国政選挙」があります。

地方選挙：地方公共団体の代表者を選ぶ選挙

札幌市

市長選挙

定数 = 1人 / 任期 = 4年

市議会議員選挙

定数 = 68人 / 任期 = 4年

北海道

知事選挙

定数 = 1人 / 任期 = 4年

道議会議員選挙

定数 = 100人 / 任期 = 4年

議員定数		中央区	北区	東区	白石区	厚別区
市議	道議	8人 3人	10人 4人	9人 4人	7人 3人	5人 2人
		豊平区	清田区	南区	西区	手稲区
		7人 3人	5人 2人	5人 2人	7人 3人	5人 2人

国政選挙：国の代表者を選ぶ選挙

衆議院議員総選挙

小選挙区選挙：1つの選挙区から1人の議員を選ぶ。

比例代表選挙：全国を11に分けた選挙区（ブロック）ごとに、政党の得票数に応じて議員を選ぶ。

※通常、最高裁判所裁判官国民審査を同時に行う。

定数 = 小選挙区：札幌市は北海道1区～5区。定数は各1人

比例代表：北海道選挙区は8人

全体の定数 = 465人（小選挙区289人・比例代表176人）

任期 = 4年（解散あり）

参議院議員通常選挙

選挙区選出議員：都道府県を単位とする選挙区から選ぶ。

（2県をひとつの単位とする選挙区もあり）

比例代表選出議員：全国をひとつの単位として選ぶ。政党等の得票数（その政党などの名簿掲載者の得票数を含む）に応じて議席が政党等に配分され当選者が決定。

定数 = 選挙区：北海道全体で6人

全体の定数 = 248人（選挙区148人・比例代表100人）

※比例代表は日本全国が選挙区域となる

任期 = 6年（解散なし。定数の半数を3年ごとに選挙）

議 会



議会ってどんなところなんだろう？



身近な札幌市議会を例にすると、市議会議員は、札幌のまちづくりについて、本会議や委員会で話し合っています。

議員全員が集まって話し合う「本会議」



- ・ 定例会（年4回）
- ・ 臨時会
（必要に応じて）

少人数で特定のテーマを話し合う「委員会」

- ・ 常任委員会（総務、財政市民、文教など6つの委員会）
- ・ 議会運営委員会
- ・ 特別委員会（税財政、予算、決算など必要に応じて設置される）



みんなが選んだ議員の活動を見てもみませんか？
議会はどなたでも傍聴することができます。
また、本会議と特別委員会はインターネット配信しています。詳しくは、札幌市議会のホームページをご覧ください。

<https://www.city.sapporo.jp/gikai/>



〈本会議傍聴席入口〉



〈本会議傍聴席〉



投票するには、どうしたらよいの？



投票日が近づくと、このはがきが選挙管理委員会から送られてきます。**この投票所案内はがきを持って投票所へ行きましょう。**

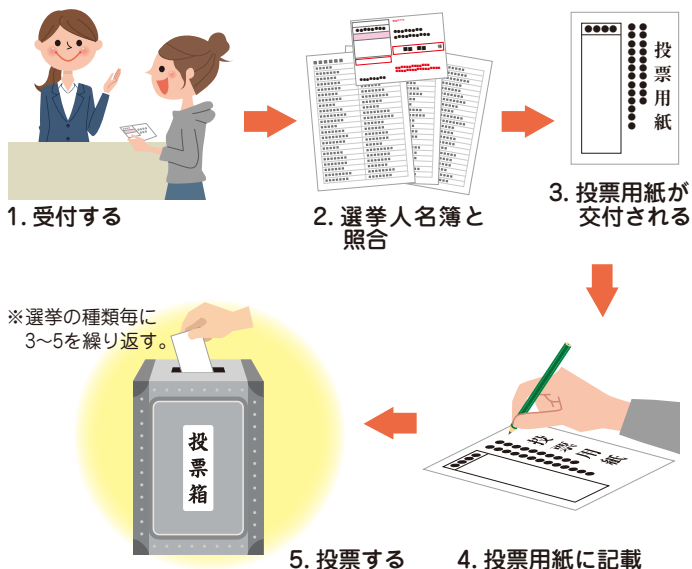
はがきを忘れても投票できます。



投票時間は

朝**7**時から → 夜**8**時まで

投票所では



期日前投票と不在者投票



投票日に用事があって、投票に行けないかも…。



大丈夫です！投票日当日に仕事や旅行など予定がある場合、区役所などで**期日前投票**ができます。選挙の公（告）示日の翌日から投票日前日までです。投票所案内はがきを持っていったほうが、早く済みますよ。

期日前投票は便利

土・日・祝日
でもOK!

もしはがきを
忘れても投票
できます



期日前投票の
投票時間は、
朝8時30分から
夜8時まで！
（一部異なる
投票所も
あります。）



長い間、仕事や旅行で自宅を離れていて、期日前投票もできない時は、どうしよう？



不在者投票という制度があります。

選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、取り寄せることで、滞在先の選挙管理委員会で投票できます。

自分の予定に合わせて
投票方法を選ぼう！



不在者投票の請求方法など、詳しくはお住まいの区の選挙管理委員会までお問い合わせください。

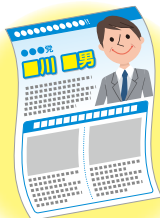


選挙のとき、誰に投票するかをどうやって
選んだらいいんだろう …。



選挙のとき、立候補の届け出をした候補者は、当選を目指してさまざまな「選挙運動」を行います。投票する人を選ぶときの参考にしてください。

よく見て、
よく聞いて、
よく考えよう



ビラ



ポスターの掲示



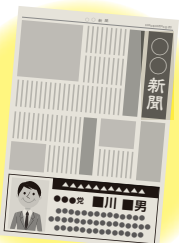
選挙公報



政見放送



インターネット



新聞広告

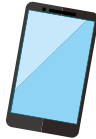


街頭演説

インターネット選挙運動について



政党や候補者だけではなく有権者もインターネットを使った選挙運動ができます。ただし、禁止されていることもあるので、注意しましょう。



インターネットを使って出来ること・出来ないことを確認しよう！



有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、X（旧 Twitter）やフェイスブック等の SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は、候補者・政党等以外の方ではできません。

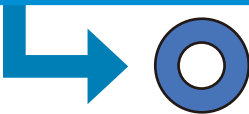
ウェブサイト等



△△太郎

(□□@××.ne.jp)

今回の選挙では、
〇〇さんを当選させましょう！

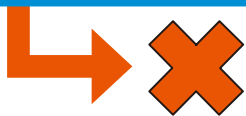


SNS のユーザー名や返信用フォームの URL など、その者に直接連絡を取るために必要な情報を表示しなければならない。

電子メール

△△太郎 <□□@××.ne.jp>

今回の選挙では、
〇〇さんを当選させましょう！



- 候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送する事も禁止。
- 選挙運動用ホームページや候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メール等を印刷して頒布することも禁止。



選挙運動は、選挙期間内（公示・告示日から投票日の前日まで）でしかできません。

18 歳未満の方は選挙運動をすることができません。

禁止行為



候補者に限らず、候補者になろうとする者、現に公職にある者には、禁止されている行為があります。一例をあげると・・・。



戸別訪問



お祭りなどへの差し入れ



年賀状



いろいろ事例によって異なります。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

一口メモ

「三ない運動」とは

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）は、さまざまな「寄附」も禁止されています。政治家は『寄附を贈らない』、政治家に『寄附を求めない』、そして政治家から『寄附を受け取らない』。これを『三ない運動』といいます。



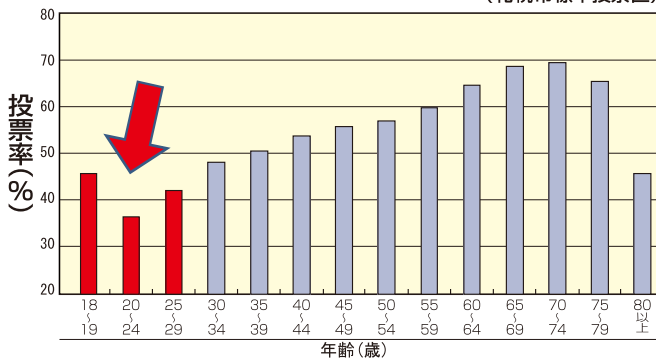
選挙について考えてみましょう



次のグラフは最近の選挙での投票率を年代別に表したものです。

令和8年衆議院議員総選挙 年齢別投票率

(札幌市標準投票区)



若い人たちの投票率は低くなっています。本当にこれで良いのでしょうか？

投票に行かなかった理由としては、「選挙にあまり関心がなかったから。」や、「どの政党や候補者に投票すべきかわからなかったから。」「私一人の投票の有無で世の中は変わらないと思ったから。」といったものが多いようです。

ですが、若者の投票率が低いと、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果、若者のための政策が実現しにくくなり、実現するのに時間がかかったりしてしまう可能性があります。本当に投票に行かなくても良いのでしょうか。



選挙のときには、あなたの「こうなったらいいなあ」という願いを話し、投票に行きましょう！

進学や就職で引越したら、住民票を移しましょう

一口メモ

選挙で投票するためには、選挙権を有するだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿への登録は住民票がある市区町村で行われます。そのため、進学や就職などに伴い、実家を離れる場合などにおいては、引越し先の市区町村へ住民票の届出をしましょう。

「明るい選挙」と明るい選挙推進協会



「明るい選挙」って、どこかで聞いたことがあるような・・・。



「明るい選挙」とは、不正のない公正な選挙のこと。この「明るい選挙」を推進するためのさまざまな活動が全国で行われています。

札幌市では『明るい選挙推進協会』が中心となり、選挙管理委員会と協力しながら活動を行っています。この選挙ブックもそのひとつ。

また、選挙が近くなると街頭啓発を行い、みんなに投票日をお知らせして、投票への参加を呼びかけています。

明るい選挙推進協会の活動の一例



成人式での啓発のようす



街頭啓発への参加
(R7参議院選挙)

一口メモ

「白ばらの友」とは

「白ばらの友」は、明るい選挙推進のために昭和57年に制定されました。

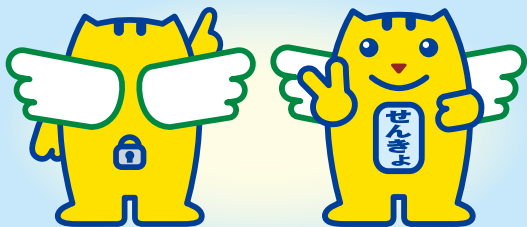
この制度は、明るい選挙に賛同される市民に「白ばらの友」になってもらい、それぞれが自主的に政治や選挙への関心を高めることで、明るい選挙を実現するもので、札幌市で約6,000人います。

明るい選挙の推進に賛同される市民であれば、どなたでも「白ばらの友」になれます。会費などの負担もありませんので、この機会に、あなたも「白ばらの友」になりませんか？



【問い合わせ先】
各区明るい選挙推進協会
(区の選挙管理委員会内)

「めいすいくん」の紹介



「めいすいくん」は、平成12年4月に誕生した、明るい選挙の全国的なイメージキャラクターです。黄色い体は、投票箱をモチーフにしている、頭の2本の縦線は投票用紙挿入口を、後ろのしっぽは、投票箱にかける鍵を表しています。体のまん中に大きく「せんきょ」の文字、背中には明るい選挙の実現に向かうために翼がついています。名前の「めいすい」は「明るい選挙推進運動」の「明」と「推」を引用しています。

札幌市でも活躍中の「めいすいくん」、これからもよろしくお願いします。

選挙についてのお問い合わせ

- | | |
|------------------------|-------------|
| ●中央区選挙管理委員会／中央区南3西11 | TEL205-3206 |
| ●北 区選挙管理委員会／北区北24西6 | TEL757-2404 |
| ●東 区選挙管理委員会／東区北11東7 | TEL741-2412 |
| ●白石区選挙管理委員会／白石区南郷通1南 | TEL861-2406 |
| ●厚別区選挙管理委員会／厚別区厚別中央1-5 | TEL895-2424 |
| ●豊平区選挙管理委員会／豊平区平岸6-10 | TEL822-2406 |
| ●清田区選挙管理委員会／清田区平岡1-1 | TEL889-2010 |
| ●南 区選挙管理委員会／南区真駒内幸町2 | TEL582-4711 |
| ●西 区選挙管理委員会／西区琴似2-7 | TEL641-6922 |
| ●手稲区選挙管理委員会／手稲区前田1-11 | TEL681-2427 |
| ●札幌市選挙管理委員会／中央区北1西2 | TEL211-3247 |

札幌市選挙管理委員会のホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/senkan/>

市役所のホームページからもアクセスできます



札幌市選挙管理委員会の公式 X (旧 Twitter)

「めいすいくんのつぶやき」



令和8年(2026年)3月発行



札幌市の特選シンボルマークです。



さっぽろ市
02-U01-26-499
R8-2-410